

## 2月例会 講演会

日時:2020年2月6日 18:00~20:00

演題:「コンセッションと地方公営企業」

講演者:安達 伸光 氏(上下水道) (株)URリンケージ

### 1. 地方公営企業の現況 総務省資料等より

#### 1) 地方公営企業・・・住民の福祉の増進を目的として、地方公共団体が経営する企業

地方公営企業の事業例には、上・下・工業用水道、病院、交通、ガス、電気、観光などがある。一般行政の経費は租税により賄われるのに対し、公営企業は主にサービスの対価としての料金によって維持されており、現時点で最もコンセッションになじむ事業である。また、会計間のやり取りを明確にし、経営健全化を図るため、地方公営企業法の会計制度の適用が求められている。

#### 2) 上・下水道事業の規模と経費について・・・地方公共事業でも特に上・下・工業用水道の全国の同業事業全体に占めるシェアは大きく、予算的にも非常に大きな重要な事業

シェアは、水道事業では給水人口で99%、広義の下水道事業では汚水処理人口で90%となっている。また決算規模も大きく、水道4兆円/年・下水道5.5兆円/年となっている。

事業の経費のうち、その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方公共団体の一般会計から負担している。H30年の総務省通知の「一般会計からの繰出基準」には、水道では『消火栓・水源開発・広域化・高料金』等、下水道では『雨水処理・高度処理・広域化・高料金』等があるが、特に中小の下水道事業ではこのルール外の繰り入れも多々ある。

#### 3) 地方公共事業への各種補助等制度と今後

日本の省庁縦割り制度のため、特に広義の下水道事業は、国交省、環境省、農水省、総務省が所轄しているが、省庁間の考え方が異なるため、それぞれの省庁の考え方に従い、補助対象、補助率などが決められている。またそれぞれが、施策誘導等のため、時代時代にあわせた新たな制度の創出や改廃があり、それに伴い事業に投入される公的資金量も変化する。

水道事業の場合は、供給単価や給水原価の高い事業へは手厚い補助が行われ、安い事業には、国の補助は行われないこともある。今後は、「料金収入」「一般会計からの収入」「補助等」も減少していくことが確実であるため、事業を継続していくには自立するための様々な工夫が必須である。

### 2. PPP事業(コンセッション含む)

#### 1) PPP事業とは・・・PPPとは官民連携とも呼ばれている

PFIはPPPの主な手法の一つであり、建設改良資金を主に民で確保する(従来型事業は官で確保)。PFI事業の中にはコンセッションという方式があり、施設の所有権は官のまま事業の運営権(施設の運用・管理・改良・更新、料金徴収等)を民に渡す方式である。PFIの導入で事業コストの削減や、質の高いサービスの提供を目指しており、PFI事業の実施状況はH30で6兆円規模であった。導入促進ためアドバイザーや専門家派遣制度もあり、今後も導入拡大が見込まれる。しかし、PFI事業(特にコンセッション)として実施した場合は、事業が長期に渡ることあり、地方交付税交付金や税金からの繰り入れ収入等(ルールも)変わる可能性があるので注意が必要となる。また、特に中小規模自治体では危機管理を民間と協働して対応できる可能性もあるが、そのモニタリングのための人材(技術力・経営審査等)の確保・継続は難であり都道府県やさらに大地域でのモニタリング体制を構築していくことが重要となる。実際エネルギー分野は国直営で行われている。

#### 2) シュタットベルケ・・・ドイツの公共事業での複合型コンセッション

シュタットベルケは、地域自らが総合インフラ・サービスを実施するとともに、地域の再生や地域課題の解決にも貢献している。上下水道事業だけに留まらず他の事業と共に行う一体経営で、コストの削減や労働人口減少の解決の一案となると考える。（要約：原口 宣明）